

第五十五回 参議院 地方行政委員会 會議録第三号

昭和四十二年三月三十日(木曜日)
午前十時四十五分開会

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

委員の異動

三月二十九日

辞任

林田悠紀夫君

補欠選任

村上 春藏君

三月三十日

辞任

村上 春藏君
辻 武寿君

補欠選任

林田悠紀夫君
北條 雋八君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

林田悠紀夫君

吉武 恵市君

松澤 兼人君

岸田 幸雄君

小柳 牧衛君

沢田 一精君

高橋文五郎君

中村喜四郎君

林田 正治君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松本 賢一君

北條 雋八君

市川 房枝君

國務大臣

自治 大臣

藤枝 泉介君

政府委員

自治政務次官

自治省税務局長

伊東 隆治君

松島 五郎君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。
本日、村上春藏君が辞任せられ、林田悠紀夫君が選任されました。

○委員長(仲原善一君) 理事の補欠互選についておはかりいたします。

ただいま理事に一名の欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

前例により、互選は投票の方法によらないで、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、そのように取り運ぶことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。それでは、委員長から林田悠紀夫君を理事に指名いたします。

○委員長(仲原善一君) 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○鈴木壽君 こまかいことですが、二、三お聞きしたいと思ひます。
この特例は、昭和四十二年の四月、五月に支払わ

れた退職所得に対する、まあいわば特別の措置をする、こういうことではないですか。

したがつて、一月から三月まで——これは四十二年分の退職手当云々でございますから、四十二年の一月から三月までに支払われたものについては従来のよう

な形で課税されるということになると思うんです。そうしますとですね、すでに徴収したのもある

と思います。これはいつかは還付しなきゃならぬということになると思ひますが、その還付の時期、これは一体どういうふうになりますかね。

○政府委員(松島五郎君) 一月から三月までにつきましては、現行地方税法の規定に従つて徴収されることに相なるわけでございます。そこで、新しい法律、この辺の関係を少し御説明申し上げます。

まず、現在の退職手当につきましては、本年度から御承知のとおり現行課税に、他の所得と分離をいたしまして、現行課税をすることに改められて

いるわけでございます。そこで、従来でございますと、今年中に、すなわち昭和四十二年中に支払われます退職手当につきましては、四十三年になつてから住民税がほかの所得と一緒に課税され

るということになつていたのでございますけれども、今年から、いま申し上げましたようなことから、支払われた退職手当について計算され

る、こういうことになつたわけであります。

したがしまして、一月から三月までの分につきましては、すでに徴収されているものがあるわけ

でございます。一般的原則から申しますと、所得の計算につきましては、所得税法の規定に従つて、控除額等をそのまゝ計算することにいたして

おりますので、本来でありますならば、所得税法の改正が行なわれましたときにさかのほつて、新しい計算方法によつて過納となつた分を還付する

という手続になるわけでございます。ところが、所得税につきましても、今回特例法を提案をいた

しまして、御審議をいただいているわけでござい

ますけれども、まだこれから間に合うものは、な

るべく早く減税の効果が及ぶようにいたしたいとい

うことで、四月、五月に退職手当の払われるもの

につきましては、所得税のほうは源泉徴収の特例を設けているわけでございます。私どものほう

は、源泉徴収の特例というふうには、所得税法にそのまま乗るわけにいきませんので、新しい所得税法、まあ将来国会の御審議をいただいて、まあ予定をしております新しい所得税法によつたとしたならばそういう計算になるというのを、この際地方税法の中に取り入れてまして、四月分、五月分の退職手当を計算をいたしまして減税をしていき

たい、こういうことでございます。

したがしまして、一月から三月分のものにつきましては、すでに、いわば一たん事実が進行して

おることでもございますので、原則に返りまして、新しい所得税法が成立をいたしましたとき

に、その所得税法の規定に従つて課税所得の計算をいたしまして、それに地方税法の税率を適用したものが退職手当に対する住民税となる。そのとき過納の状態が生ずることがありますので、その際

にはこれを直ちに還付をする、こういうことにいたす考えでございます。別途提案をいたして

おります地方税法の一部を改正する法律案のほうにも、すでに過払いとなつたものは、新しい所得税法の計算の規定に従つてやつた場合に過払いとなつたものは、直ちに還付の手続をとるといふことを規定をいたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 四月、五月の分についての取り扱

い、これは新しく改正される所得税法が成立するものとして、それを前提にしながら、こういうことだと思ひます。これは、それでも、それを見越して特別なこういう措置をしようというのでござい

一三月、一月から三月までの間のものについての取り扱いについても少し考えていけば、この法律、このいまの臨時特例のこの法律の中に、これは六月になるか七月になるか、八月になるかわかりませんが、このままでいけば、還付の時期がいつになるかわかりませんが、いずれかなりおくれる。その者を救済、と言つちや悪いのですけれども、何かこの中に盛り込んで、同じような取り扱いをして、できるだけ早くやるというような方法を考へてほしいんじやないだろうか、こう思つたわけですがね。そういう意味なんです、その点どうでしょう。

○政府委員(松島五郎君) お尋ねの点でございますけれども、考え方としては、御指摘のようなり方もあろうかと存じます。ただ私どもといたしましては、原則は、所得税法の計算の規定に現在の税法ではそのまま乗つてゐるのが原則でございます。したがしまして、この特例法の提案をいたしましたので、そのまゝ推移いたしました、所得税法が通過したときに、一月から三月までだけじゃなくて、一月から三月、四月、五月、あるいは所得税法が六月にかかるいたしました、六月分というふうなものは、すべて現行法のままで計算しておいた上で、所得税法がまゝそのうふうな改正されたあとで、さかのぼつて全部還付の手続とか、そういうことに問題が生ずる、こういうことになるわけでございます。しかし、それでは、せっかくこれからそういう減税をやろうというときに、あまりにもおくれ過ぎるということを考へまして、せめてこれからでも、法律的に間に合うところは、できるだけ早くその効果が及ぶようにしたい、かように考へて、四月分以降のものについてこういう特例の規定をいたそうというわけでございます。

○鈴木壽君 そこは、その限りにおいてはわかりませんが、だったら一月分からでも、いまそういうことを、いわば恩典でもないでしょうが、いずれプラスになることですから、早くできるような措置をここで考へても、それは一向差しつかえはない。むしろそういうふうにするべきが親切なことじやなからうか、こう思つてゐるのですが、その点どうです。

○政府委員(松島五郎君) 先ほども申し上げましたように、そういう考え方、もちろんあり得ると考へるのでございます。ただ御承知のとおり、所得税法におきましては、別途特例法が出ておりまして、四月、五月分に支払われる退職手当についての特例を設ける、こういうことにいたして、一月から三月分までについて源泉徴収したものを、さらに還付するということをどういうふうにするという形にいたしておりませんので、法律の均衡と申しますか、このつり合ひも考へまして、こういう措置にいたしましたわけでございます。

○鈴木壽君 どうもこれは、今回のこういう特例なり、所得税のいまの源泉徴収のやつ、親切なやり方の方ですが、何かちよつと変なかつたところじやないか、意図がね。これ以上申しませんが、そこで私もいまの所得税の源泉徴収の臨時特例に關する法律案、これを見ました。見ましたが、確かにお話のように、これにはそういうことがありまじやない、私、あまり大きな問題でもないかもしれぬけれども、こういう親切を、いわば一つの親切というか、減税をしてやる、しかもそれを早く適用してやろうというのですから、もう少しさかのぼつて、納付しておる者、これが新しく今度減税になるような場合の還付の仕方というものは、できるだけ早い機会にやるのが、さつきも言つたように、親切なことじやないだろうか。とすれば、今度のこれに、これは大蔵にかかつてゐる、これは若干違つてきますけれども、特例として、私盛り込めるのじやなからうかと、盛り込むべきじやなからうかというふうに思ふんですね。これは意見になつてしまいましたが、これ以上あなた方どうするというわけにもいかぬでしょうけれどもね。じゃその問題、その程度にします。それで、現行法によるそれと、今度の改正にな

るそれとの、退職所得を段階等においてどういう程度に軽減が行なわれるかというように、何か数字的につくつたものでもございせんか。

○政府委員(松島五郎君) 資料としてお手元に差し上げておけばよかつたわけでございますが、手元にございまして、御説明を申し上げます。

退職所得の収入金額が百万円の方で勤続十五年の方、こゝまでは改正案と現行法では変わりございせん。二百万円もらつた方で勤続十五年の方をとりますと、現行法では二万八千六百三十円の税額でございますが、これは県民税、市町村民税合せてでございます。改正案では二万一千九百三十円になります。したがしまして六千七百円の減税でございます。二八・六％の軽減割合になります。同じく二百万円の方が二十年間つとめてもられたといたしますと、現行法では二万一千九百三十円でございますが、改正案では九千八百五十円でございます。一萬二千八十円の減税になります。五五％余の減税率になります。それから同じく二百万円の方が二十五年つとめてもらつたと仮定いたしますと、現行法では一萬五千五百二十円課税されますが、改正案では全然税額がございせんので、全部軽減される、こういうことになるわけでございます。二百万円の方は、あと勤続年数が長くなるほどもちろん全然かかりませんので、すべて減税になると、こういうことでございます。

それから三百万円もらわれた方で、勤続十五年の方はどうかと申しますと、現行法では六万七千五百円が、改正案では五万一千七百五十円になりますので、九千円の減税で、一五％ばかりの減税率になります。それからこの方が同じく二十年つとめておられたといたしますと、五万一千七百五十円で、新しい法律では三万六千円になりますので、三〇％ばかりの減税になります。この方が大体三十年つとめられますと、現行三万六千円でございますが、新しい法律案では税金がかからな

い、こういうふうな形になっております。なお、収入金額を幾つかの段階においてつくつてございまして、いずれあらためて資料として提出させていただきます。

○鈴木壽君 それではあとで資料としていただきたいと思いますが、いまのお話になつたのは、道府県民税並びに市町村民税を合せての額でございましてね。そう理解していいですね。

○政府委員(松島五郎君) はい。

○鈴木壽君 じゃあ、あとでひとつ資料として。あとでと言つても、できるだけ早い機会がいいですね。お願いします。

それから、これによつて減税を受ける対象人員と言いますかあるいは減税額、こういうものもあとで資料として一緒に、もしできれば出してほしいと思ひますが、いかがです。

○政府委員(松島五郎君) 先ほどちよつと百万円のところで私間違ひしましたので、訂正をさせていただきます。訂正をさせていただきますが、百万円で現行法では四千四百六十円課税をされますが、改正案ではゼロでございます。失礼いたしました。

それから、ただいまお話のございました納税義務者数等がどういふふうに変動するかということでございますが、改正前では十二万人程度の納税義務者がございまして、それが、納税義務が全くなつてきます者が三万人程度、約四分の一が全然なくなる。それから減税となります者が五万五千人でございます。四六％が減税をされる。したがしまして、両者合算しますと、十二万人のうち八万五千人、七〇％余が減税の効果が及ぶ、こういうことでございます。

○鈴木壽君 いまお聞きしたわけですが、さつき資料にあわせて、あるいは別の紙でいいですけれども、いずれ一緒にそういうのもお願いします。

○政府委員(松島五郎君) はい、資料として提出させていただきます。

○松澤兼人君 書類はできてあるんですか。

○政府委員(松島五郎君) 納税義務者のほうは資料に印刷してございまして、さつきの所得段階別は、実はコピーをとつてございまして、できる

だけ早く印刷をして御配付申し上げます。

○松澤兼人君 この委員会の審議中というか、それにできるようだったら、ちよつと委員長のほうに連絡して、お昼ごろというか、委員会開会中に届くようにしていただきたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 松島税務局長、いいですか。至急出していただきたいという……。

○政府委員(松島五郎君) はい、ただいま手配をいたします。

○鈴木壽君 いまのお話しくださったのは、これによつて減税額がどのくらいになるのか。いま人員とかパーセンテージをお聞きしたんですが、ちよつと聞き漏らしたんですが、これによる減税額ですね、総額。

○政府委員(松島五郎君) 十五億円を予定いたしております。

○鈴木壽君 十五億円はあまりたいした数字でもないと思ひますが、地方税における減税というふうに考へておるわけなんですか。

○政府委員(松島五郎君) 地方税における減税でございます。

○鈴木壽君 直接いまの退職所得にかかる税のことではございせんが、地方税の、住民税の課税最低限、四十二年度ではどの程度になるか。これはすでにきておるんじゃないかと思ひんですが、どうです。

○政府委員(松島五郎君) いま資料をちよつと調べておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 それじゃ、その前に、さつき減税額をお聞きしたわけですが、この退職所得についての税率ですね、道府県民税と、それから市町村民税と分けて、四十二年度ではどの程度収入があると見込まれておりますか。

○政府委員(松島五郎君) 県民税のほうは約五億でございます。それから市町村民税のほうは十億でございます。

○鈴木壽君 これは税収として入る額ですね、いまの五億、十億というのは、もう一度すみません。

○政府委員(松島五郎君) 減収になる額でございます。

○鈴木壽君 だから、先ほど私減収になる額を聞いたら十五億とおっしゃいましたからね。それでなしに、今度は減収分を除いて入る額がどのくらいなのか。

○政府委員(松島五郎君) 入る額、県民税で、減税がなければ大体七億、それから市町村民税で十四億程度でございます。

○鈴木壽君 そりすると減税がなければ、いわゆる現行法でいって、県民税で七億くらい、それから市町村民税のほうで十四億くらいと。だとしますと、今度、さつきお聞きしました減税額の見込みは、都道府県のほうで五億と、それから市町村のほうで十億、こういうお話でございますと、残りは県段階で二億円、それから市町村段階で四億円、計六億円くらいしかないということになりますね。そういうことなんですか。

○政府委員(松島五郎君) 大体推計でございますけれども、と申しますのは、退職所得だけ、これは実は国税のほうで分類をしたものが正確なものでございせんので、推計でございますけれども、大体そんな程度であると考えております。

先ほどお尋ねのございました課税最低限でございますが、独身者で給与所得者の場合には、昭和四十一年が十六万四千四百一十円でございまして、昭和四十二年には十七万九千六百六十円になります。それから夫婦・子三人、いわゆる標準世帯といわれておりますものは、四十一年では四十二万三千六百円、四十二年が四十三万三千五百二十六円でございます。

○鈴木壽君 これは住民税の場合に、これはまだちよつと、いまこの法律案とはかけ離れたことになつて恐縮ですが、住民税の場合にいつも課税最低限のことが、低過剰という問題があるので、今回それをもう引き上げようという、そういう努力をどの程度これはやりましたのですかね。四十一年度、二年度と比べて、ほとんど違いがありませんね。

○政府委員(松島五郎君) 課税最低限を引き上げるといふことは、私どもも常に念頭を離れない問題でございます。しかしながら、一方において市町村民税あるいは県民税の減収という問題を、地方財政でどれだけ受けとめていけるかという問題もございまして、これらの点を考慮いたしまして、本年度は特別に基礎控除なり扶養控除を引き上げる、こういう形の課税最低限の引き上げについては、残念ながら地方財政の事情からできないという判断のもとに、行なわなかつたわけでございます。ただ、御承知のとおり、所得税におきまして去年——昨年度も給与所得控除の引き上げが行なわれました。昨年度も給与所得控除の引き上げは、本年度から住民税に当然影響してくるわけでございます。同じように、本年度の所得税の改正におきまして給与所得控除が大幅に引き上げられることになっておるわけでございます。これは明年度以降、住民税の上に非常に大きな影響が及んでくるのでございまして、ただいま所得税法で考えております給与所得控除の引き上げが行なわれますと、平年度、計算をいたしますと、三百三十億円くらいの住民税の減税が行なわれるということにもなるわけでございます。そういう事情も考へまして、今年度は特別な基礎控除の引き上げとか、あるいは扶養控除の引き上げというふうなものを見送らざるを得なかつた、こういう事情でございまして。

○鈴木壽君 これはいま申し上げたように、この法案と直接のそれじゃないですから、これはこれ以上私申し上げませんが、確かに地方団体における税収入、あるいはいろいろな財政需要、地方財政の状況からいって、そう大きな減税ということは期待されないうことも、実情としては一応考へられると思ひますが、しかし、税そのものからして、一方の所得税においては今年度で七十三万円ですか、こうなつてゐる。地方税だから四十万とか四十二、三万円というふうのは、私はどういってもいけない。そこに、いわゆるさつき言つたように、地方税に対する重税だ、重い

と、こういう声がずっと前から出ておるのでありますから、これはやっぱり、減税になつた分の穴埋めをどうするかということは、これは別に考へなければいけませんけれども、税そのものからして、こういう課税最低限が非常に低い。一方において所得税では、これも十分じゃありませんけれども、七十三万円も、やがては八十何万とか百万とか言つていますが、こういういわば片手落ちなことはしておかれないと思ひます。

残念ながらいまお聞きしますと、今回の地方税の改正においても、そのことについてはほとんど触れられないと、こういう話であります。何か専従者控除とか、そういうことの程度しかやつておりませんよりですね。これはひとつ、これもいま質問といふことでなしに、あとで地方税法の改正案が出た場合の問題にしておきたいと思ひますが、やっぱり真剣に考へてみなければいけないと思ひます。地方財政が苦しい苦しいという、じゃ個人の負担が重くていいかという、そう簡単に、それでもしかたがないのだと言ひ切れないと思ひます。問題は、特に所得に対する課税でございますから、所得税とは違つて、所得に對してのやつですから、これは何と云つた生活の基本をなすこの収入に對してのそれなんです。それから考へていかなければいけません。思ひます。私、一挙に、所得税が七十三万円だからそれと同じにしろとか、それに近い六十万円とかいうようなことをいふと、言ひのじゃありませんけれども、まず一步それになつていく努力は続けなければいけません。これはいかにと思ひますが、だから税というものを、私は地方団体の仕事をするための税といふことのほかに、個人に對して、住民が一体生活の上にとりなつていかにいふことを、それを忘れない税法でなければいけないと思ひます。これはひとつ、さつきも言つたように、いずれあらためて考へ方なり方針なりというものを、お聞きしたいと思ひます。が、きょうこれでこの問題については、一応お答えをいただかない形でやめておきたいと思ひます。

それから、こういう場合ですね。たとえば退職して何か――まあ団体なり何かにまた若干の給与を得て仕事をしているといった場合ですね。住民税としての取り扱いの問題です。たとえば、三月でやめて、四月からわずかに一万円とか一万五千円とかいう金で働いている、そういう所得を若干でも得てやっている場合には、一万円あるいは一万五千円という額は、あるいは少な過ぎるかもしれない。該当しないかもしれないが、まあ例として、そうすると、その人には四月以降その所得に対する税金と、それからいまの住民税が前年度分の所得によって課されますから、当然納めなければいけないということになってくる。その納めなければいけない場合に、特別徴収という形で源泉徴収をしますね、それがまあたまたまだと思ふので、すね。そうすると一万円、二万円でもいいが、もったやつが何も手に残らないというように、出てくるわけなんです。これはまあ当然じゃないかと、言われればそれまでですが、退職して、いま言ったように、幾らかでも小づかいを思つてやっている。それがほとんど税金にとられてしまつて、手元には残らないという形が出てくる。その場合に、気の毒ですから、できれば特別徴収というふうなことに、普通徴収の形でやれるという方法がないものかどうか。そこで町村へ行つていろいろ話をすれば、何とかやってくれるところもあるようであり、普通徴収にしてですね。ところが、この法の中では、そういう場合のやつというのは、法そのもので当然そういうふうにしてやれるんだと、申し出があればすぐやれるんだというふうなことはなつていないので、いろいろ調べてみても、そういうところがないのですが、そこら辺、あるのならばどこにあるのか、あるいはないのか。ないとすれば何か方法がないものかどうか。そこら辺少しこまかい問題ですけれども、実際にあちこちにあることなんです。それから、ちょっと見解を聞いておきたいと思ふ。

○政府委員(松島五郎君) ただいまお尋ねの、前年につとめておられた、ところが新しい年に入つてからやめられたという方法についての特別徴収の問題でございますが、現在の法律では一月一日現在で給料を支払つておる者が特別徴収の義務を負う、こういう形になっておりました。しかし、そのところからは、すでに三月なり四月なりにやめてしまつたというところになれば、これは特別徴収の方法はないわけでございます。

○鈴木壽君 いまのやつは三百二十一条の三、こういうところからいいますと、あなたのおっしゃるようなことが出てくる、こういうことですか。

○政府委員(松島五郎君) 三百二十一条の四に、「市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村住民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者のうち」云々と書いてございまして、要するに、一月一日に給与の支払いをしている者が特別徴収の義務を負う、こういうことになりますので、本来ならば、前につとめていたところの人が特別徴収の義務を負うのでございまして、特別徴収の段階に入つて、もうすでにそこにつとめていないということになれば、特別徴収の方法はないわけでございます。いま申し上げましたような場合には、特別徴収はできないものと、こういうふうに考へております。

○鈴木壽君 それは当然できないのだということですか。

○政府委員(松島五郎君) たいへんむずかしいお尋ねで、もう少し研究をさせていただきますので、しばらく猶予をいただきます。

○鈴木壽君 私も実際にあることから調べてみて、何かいまだあなたがおっしゃるやうに、当然ないのだとすぐ言い切れない扱いを市町村ではやっているのです。ようやく頼んで、頭を下げて頼んで、恩に着せられたやうなかつてやっていると、ころがあるものであるから。そうだとしますと、この申し出をしたらすぐやつてもらえるやうに、法的にも何かあつたほうが、そう三拜九拝してやらなくてもいいやうな方法がほしいと思ふが……。

それでは、それはすみませんが、私も実はあちこち調べてみたけれども、そういうところはなにもないと思ふが、あなたのおっしゃるやうにストレーに当然だと、特別徴収しなくてもいい、こういうことであれば、それでは一体どこなのか、私はいま御指摘の三百二十一条の四あるいは三百二十一条の三、こういうところの關係の規定からはちよつとすぐ出てこないんじゃないかというふうに思つたものですから、ひとつお調べの上にあつて教えていただきたいと思ふ。

○政府委員(松島五郎君) まことに申しわけございません。至急検討いたしまして、適当な機会にまたお答えを申し上げさせていただきますと思ひます。

○松澤兼人君 徴収としてこの退職金の問題、地方財政計画をつくる場合には、減税ということと計画を策定されるわけですか。

○政府委員(松島五郎君) そのとおりでございます。

○松澤兼人君 そうしますと、もう当然こうなるということ、退職金は、先ほどあなたが言つたやうに、これだけ減税になる、これだけしか取れないという計画で徴収を計算し、それに見合ふ財政計画を立てになる、こういうことですか。

○政府委員(松島五郎君) 財政計画をつくり、また場合には、税収入に限らず、歳入におきまして、国会でいろいろ御審議をいただきます問題がございまして、で、その結果によつてあるいは内容の変わるものもあるかと存じますけれども、一応政府といたしまして、一定の事項を予定しております場合は、それを繰り込んで計画として財政計画をつくつておるわけでございます。

○松澤兼人君 国会審議の様子にもよりますけれども、財政計画は非常におくれるわけですか。

○政府委員(松島五郎君) 明日財政計画は提出されるというふうに私も承つております。

○鈴木壽君 いまのこれから離れて、地方税でも、別の問題で恐縮ですが、ちよつとお聞きした

いことがありますから、いきさつがどうなつておるのか、そこら辺をお知らせいただきたいと思ふのです。

というのは、国民健康保険税の低額所得者に対する減免措置でございますが、これはたしか昭和三十七年の法改正、三十八年から低額所得者に対するそういう措置をやつて、一定額をきめ、さらに所得の段階で一定額を押えて、さらにその政令でそれにプラスする額というものをきめたはずなんです。当初一万五千円とか二万円とかということをやつて、現在は政令できめる額が三万円になつておるのですが、これで当初考えたあのころの低所得者、被保険者の大体三〇％程度、こういうものに及ぼしたいということをやつたはずなんです。あるいは結果としてそういうものが出てきたからこの程度ということであつたかもしらぬけれども、いずれそういうことで、できるだけ低所得者の負担を軽くしていくということをやつたわけなんです。昭和四十二年度において、そういうこと政令で定める額三万円を引き上げるお氣持があるのかないのか、これをひとつお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(松島五郎君) 国民健康保険税の減税の問題につきましては、御指摘のとおり、大体納税義務者の三割をめぐりに減税をするというやうなことで今日まで進んできております。昭和四十一年度においては、十万円以下の所得の人と、三万円に被保険者数を乗じた全額と十万円との合計額以下の人に対しては軽減をするというやうなことは、御指摘のとおりでございます。四十二年度においてこれをどうするかという問題でございますが、ただいま厚生省ともいろいろお話し合ひをいたしておりますが、私も引き続き減税の幅を広げてまいりたい、かやうに考へるわけでございます。

○鈴木壽君 当初できたころは、九万円プラス幾らというのであつたと思ひます。その後十万円とプラス政令に定める額ということになつて、そしてその何といひますか、穴埋めとも言えないだ

ろうけれども、調整交付金の中に金を見込んで市町村にやっておつたはずなんですがね。いまもそういう形でやっておるわけですね。

○政府委員(松島五郎君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 これは調整交付金そのものにもいろいろ問題があると思いますが、それはともかくとして、今度四十二年予算を見ますと、調整交付金が若干二十億円ばかりふえますね。それを当然予想して二十億全部じゃありませんけれども、その中で、いま言ったような、政令で定める額の引き上げのためにやつたという、こういうことではございませんか。

○政府委員(松島五郎君) 御承知のとおり調整交付金の率は五割というふうになっておりますので、もとがふえますと、調整交付金自体がふえる仕組みになっておりまして、必ずしもそのうちの幾らを減税のための増額に充てるというふうには、現在のところきまつておるわけではございません。

○鈴木壽君 たしか率は一定の率で、もとがふえれば調整交付金もふえるというふうな仕組みなんです。調整交付金は、必ずしも保険のいろいろな経費そのものをすぐ見ていくという性質じゃなくて、いろいろな使い道があるわけですね。いわゆる調整のしかたがあるわけですね。その中に、さっきも言ったように、当初低所得者に対する減税分として見ていったというのですから、内容としてはそういうことを、いま二十億上げたのはそのためだという意味じゃございませんけれども、使えるのじゃないかと思うわけだね、もしやる気であれば。まあそういう意味で、厚生省あたりどう考えておるのか、あなた方をどう処理しようとしておるのかというのを聞きたいわけなんです。

○政府委員(松島五郎君) 私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、被保険者一人当たり三万円という額を引き上げてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。厚生省

におきましていろいろ検討しておられまして、しかし調整交付金につきましては、先ほど先生からも御指摘がございましたように、必ずしも減税のみのものでもございませんので、その他の要素等も考えなければならぬというふうなことで、厚生省としてはお検討中でございます。したがって、ただいま私どもの承っている話では、厚生省はある程度は考えているというふうでございますけれども、具体的にどうだという数字を確定する段階には至っていないというふうに考えております。

○鈴木壽君 これはまあ政令でやればいいのだから、いますぐというわけにもいかないし、それから今度の地方税改正の中に別に成文として出すものでもないと思うのだが、四十二年の地方税改正案は大体固まつたのだと思うのですが、その段階にそういうことは固めておくべきじゃないでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) お話のとおり、地方税法の改正案を確定いたしました場合に、政令事項ではございますけれども、この内容を固めておくべきだというふうには私も考えまして、厚生省と折衝を続けてまいっているわけでございます。しかし厚生省におきましては、先ほど申し上げましたように、調整交付金の内容が、減税に対する交付金だけに限定されるというわけでもございせん関係もございまして、なかなか話が具体的に煮詰まっていけないというのが現状でございます。御指摘のとおり、一日も早く私どもとしては、内容を確定をいたしたいと、引き続き努力を続けてまいる所存でございます。

○鈴木壽君 最後に要望みたいなことを申し上げますが、これはやはりぜひ、大幅な引き上げということとはなかなかかみずかしいと思うし、調整交付金の総額からいっても無理だと思ひますけれども、できるだけこれは、いままで年々、ほとんど毎年のように若干ずつ上がってくる、これは所得が多少ふえるという意味の、そういうふうなものにやっぱ対応させてやっていかないと、低

所得者の、おそらく当初三〇〇程度といったが、いままでは三〇〇と切っているんじゃないかと思うのです、これは私単なる想像でございますけれども。ですから、やっぱ三〇〇ぐらいを対象とするというふうな考え方で、できるだけの引き上げを早急にやるべきだと思ひ、厚生省あたり、調整交付金の使い方について何だかんだと言つても、文句があったら、ぜひひとつ説得してやらなきゃいけないと思うのです。これはひとつ要望として申し上げておきます。

ちよつと念のために、その対象の人員、人員というが、世帯数ということになると思ひますが、いづれその当初三〇〇と切っておつたのが、いま三〇〇だといふ切れているのじゃないかと、こゝ言つたのだが、どの程度か、何かつかんでおるのがあるましたら参考のために。

○政府委員(松島五郎君) 計画をいたしましては、三万円から三万円の金額をきめました場合の予定をいたしましては三〇〇強、三二〇程度でございます。ただ、これは、御承知のとおり、そういうふうにきめたからといって、実施するかしないかは、市町村のまいりば自主判断によるわけでございます。四十一度の実績、実際に市町村がどうやったかという実績は、まだはつきりしたものはわかりませんが、大体推定では二七〇程度になっておるのではなからうか、かように考えております。

○鈴木壽君 よろしゅうございます。

○委員長(仲原善一君) ほかに御質問はございませんか。

それでは午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

午前中に引き続き、質疑を続行いたします。まず松島税務局長。

○政府委員(松島五郎君) 先ほど御質問のございました点並びに配付いたしました資料について御説明を申し上げたいと思ひます。

なお、まことに申しわけありませんが、先ほどの退職所得にかかる減税を実施しなかつたならば、県民税、市町村民税の退職所得にかかる税額はどのくらいかというお尋ねがございましたときに、県民税で七億、市町村民税で十四億と申し上げましたが、実はこれは減税を差し引いた残りの数字を間違つて申し上げました。それに十五億を足したものが減税をしなかつた場合の数字でございますので、すなわち三十六億余が減税前の数字でございます。訂正をさせていただきます。

○委員長(仲原善一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起こして。

○政府委員(松島五郎君) お手元にお配りいたしました資料のうち、半截のほうのものは、この課税最低限の引き上げによつて納税義務者数においてどういふ影響があるかというものでございます。改正前で十二万人、納税義務者がなくなるものが三万人、減税の効果の及ぶ者がさらに五万五千人、全体として減税の適用を受ける者が八万五千人、こゝいう数字でございます。

それからもう一枚目の大きな紙のほうは、退職所得の収入金額別、在職年数別に、それぞれ減税がどういふふうになるかという数字でございます。百四の欄では、十五年勤続の方は、今回の改正によつて税額がなくなり、さらに二百万円をもらつておられます方は二十五年勤続になりますと、これもまた税額がなくなる。三百万円をもらつている方で三十年になりますと税額がなくなる。五百万円をもらつた方で、三十五年勤続の方は税額がなくなる。こゝいう数字でございます。以下それぞれ金額ごとに勤続年数に応じてどれだけの減税があるか、掲げてございます。

それからもう一つ、前年中に給与所得を受けておられた方で、本年に入つてから退職された方の

特別徴収がどうなるかというお尋ねでございますが、たとえば昨年までつとめておられて、今年に入っておやめになった方といたしますと、本年の四月一日に給与の支払いを受けている場合、すなわち新しく再就職をしまして、新しい給与支払い者から四月一日現在で給与の支払いを受けています場合は、特別徴収ができませんことに相なります。ただ実際問題といたしましては、こういう特別徴収義務者につきましては、給与支払い報告書が提出されませんので、新しくつとめた先が市町村でなかなかわからないという問題がございます。その場合には普通徴収でいくということになります。

それから本人が特別徴収をもらいたいという申し出をなさいますと、これはだれから給与の支払いを現在受けているかというのを把握することができまして、特別徴収ができるということになります。それから本年になってから再就職されました方でも、四月一日に給与の支払いを受けていない場合は、現在の法律では普通徴収によることとなります。それから四月二日以後に退職いたしました場合、たとえば三月一ぱいまでつとめていて、四月二日以後にやめたという場合には、これは普通徴収による以外にはないと考えます。

それから、先ほどちょっとお話がございましたが、前につとめていたよりも新しいつとめ先の月給が下がったために、前年課税で非常に多くの税金をとられる場合に問題があるのではないかと、いうことがございましたが、原則的には特別徴収を新しい就職先の月給から引いてもらうわけでございますけれども、もしも前年度の所得が非常に多くて、これに入ってから新しいつとめ先でもらう月給をこえるという場合には、理論上は特別徴収ということになるわけでございます。ただ、こういう場合には実際問題としては、地方税法の三百二十一条の三にカッコ書きがございまして、徴収することが、「支給期間が一月をこえる期間により定められている給与のみの支払を受けている

ことその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる」場合には、特別徴収の方法によらないことができるということになっておりますので、こういう場合には、本人の御希望によって普通徴収の取り扱いにすることが適当ではないかと、かように考えております。

ただ実際問題といたしまして、月給から引き切れぬほどの場合がどういふ場合にあるかということでございます。前年に所得が月々十数万円あった方、賃手を入れて、大体年収百五十万くらいだった人はどのくらいの税金がかかるかと申しますと、標準世帯でありますと、年額五万円程度の税額になるはずでございます。条件によって多少違いますが、大体五万円ぐらいの税額になるはずでございます。したがって、月割りにいたしますと、十カ月徴収いたしますのに、月五万円でございます。五千円の税金を特別徴収で納めていただくということになりますので、実際問題として毎月徴収する税額がそれらの月給をこえるということが通常はないのではないだろうか、かように考えております。

○鈴木壽君 最後に御説明のあった問題ね、それこそ一番最後のあれですか、前年までは相当な給与を受けておる人が退職して、四月一日現在で一万とか二万とか程度の所得があるようなところにつとめていて、こういうことでございまして、その場合には自動的に、いまの法のたてまえからすれば、特別徴収の適用を受けるわけですね。それはそれでいいんですが、その場合に、かりにその額が一萬五千元とか二万円とか、ほんのたばこ銭程度で、名前を載つけて、ただ進んでいるよりはという場合もなきにしもあらずですわな。そういう場合に、しかし特別徴収によって月々、六月から今後差引かれるというようなことになるんですが、いまあなたのあげた例として、十万円程度の者で月々五千元程度じゃないだろうか、という話ですが、これは家族構成とか、その他によつて必ずしもそうじゃなくて、もっと多い場合

もあると思うんです。で、現に受けておる、再度の就職といひますか、した場合の給与を上回るといふようなことはあまりないと思ひますけれども、さつきも言つたように、手取りがきつめておらずかだといふことになる場合があるものだから、ですから、月々ほとんど残らないんじゃないか。というふうなやつになるのは気の毒だから、そういう場合には、申し出があったら普通徴収に切りかえてもらつて、月々にもらうのは、いま言つたように、差引かれたわづかの額でなくて、全体の額としては少なくとも、とにかく一万でも一萬五千元でももらつてゐるんだと、こういうことになることができるような、役場へ行つて、市役所へ行つて、何だかんだ頭を下げていつてやらなくとも、単なる申し出程度ですぐやれるような法的な何かの保証があるのか、ないのか、私が見たところではないようだから、そこら辺どうかと、こういうことでございましてなんですが、

○政府委員(松島五郎君) お尋ねの点は、法的に当然できるということにはいまのところなつておりません。ただ、先ほど申しました、月給を二カ月に一ぱんもらうとか、三カ月に一ぱんもらう。月給と言へるかどうかわかりませんが、そういうような場合、その他これに類する場合で、特別徴収によるものが著しく困難な理由があると認められる場合といふ条件がございまして、そういう場合には特別徴収の方法によらないことができることになつておりますので、いわばその運用の問題として処理され得ると考えているわけでございます。

○鈴木壽君 だから、運用の問題として、市役所なり町村役場へ行つてですね、いろいろ話をしまして、まあそこそこというふうなことで、ずいぶん手回りがよくなるんだ、ほんとう言へば、やつぱりちゃんとか、これはたてまえ上はそうですからね。で、こちらで一生懸命頭を下げて、これは苦しいとか何とか言つてやつてもらふ。そういうことを

しなくてもいいように、何かいま言つたように、そういう事情ですからね、見ればすぐわかりますから、申し出をしたら、簡単に、よろしゅうございまして、じゃ普通徴収にしていくということ、年四回に納めるような、そういう方法に法的にできるようなところがほしいという気持ちがあるんですがね。だから、いまの、それからしますと、たとえばあなたがあげた三百二十一条の三ですね、これなり、あるいは次の条項なんか見まして、すぐにはそれはいいかというに見られるものですが、何かの機会にひとつそういうことも考えてもらえたらどうかと、こう言うのですがね。

○政府委員(松島五郎君) 御趣旨まことにございまして、ただ、特別徴収という制度それ自体を客観的に運営をいたしてまいります場合に、かりに御指摘のような問題についてどう対処するといひまして、やはり一定の基準、たとえば月々徴収される税額が、給与に対して何割以上になる場合かといふようなことはやはりはっきりさせなければ、また争ひが起る、認定の問題が残るということにもなるかと思ひます。しかし、また他面において、そういう形式的な基準でいくといふと、かえつて実情に合わないといふ場合もあるかと思ひます。その辺の問題もございまして、せつかつ御指摘でございますから、私も私どももお検討してまいりたいと思ひますけれども、現在のたてまえは、運用の問題で解決をはかつていくべく、その辺は関係団体に対して、私らのほうから徹底をさせてまいりたいと思ひます。

○鈴木壽君 これはまた、いまお尋ねしておること、御説明しておられることとちよつと違ひますが、ぼくらの仲間、選挙のあと出なくなった人ね、こういう人を、何も新たな所得がどこからもない場合——ですから、さつきの話とは一応別ですがね。住民税が前年度の所得のそれによつて、これは相当な額なんですわね。すると、これは非常に実際問題としてつらい目にあつて、人がずいぶんおるわけですね。これははい

たように、これと違ひるので、さらに普通徴収の四回のやつを、何とかまた便法でもあれば、そのときどきつらい思いをしなくとも何とか納めることができる、こういう場合があるのですかね。何度か言うように、この問題とはちよつと違つたそれなんですけれども、それで市役所あたりに行って分割払いみたいな——もつとも四回に分ける分割を、さらにもつと分割してもらふような、あるいは二年とか、三年にまたがるというようなこともお願いしたとか、してもらふとかいったことを聞いたことがあるのですが、そういうことについて何か救済、救済といいますが、やれるようなものがありますか。

○政府委員(松島五郎君) 住民税が前年所得を課税標準にいたして課税します関係上、ただいま御指摘のような問題が、一つの住民税課税上の問題としてあるわけでございます。したがって、この運用にあつては、前年中に所得を有した方で、この課税年度に入りましてから所得が急になつたという方については、適宜減免等の措置を講ずるよう指導をいたしておるわけでございますが、ただ、いま御指摘のような事例が、社会的地位なり、あるいはそういった面から減免をあえて受けられるのに該当するか、あるいは御本人がそういう形で税金を減免してもらふことを期待されるか、希望されるかという問題もまた別途あらうかと思ひます。で、それ以外の場合として、減免以外の問題として、徴収猶予の規定がございませうけれども、この徴収猶予の規定は、現在は災害にあつた場合とか、あるいは負傷をした、あるいは病氣にかつたというような場合、あるいは事業を廃止したり、あるいは事業に著しい損失を受けた場合というような場合に、一定の場合に限られておりますので、いまのような場合に、直ちにこの規定に該当して徴収猶予になるといふことは、ちよつとむづかしいと思ひます。したがって、運用の問題として、三百二十三条の規定による減免の適用を受けるかどうかという問題であらうと思ひます。

○鈴木壽君 減免してくれとか何とかといふことじゃなくて、納め方をもう少し長期にやつてもらふ、回数をやつて、あるいは長期にやつてもらふとかというふうなことに、相当な負担ですけれども、それを幾らかでも緩和したような形にやれる方法がないかどうかといふことなんですけれども、話のように減免規定は、天災、その他そういうふうな事情で、まさか国会議員選挙に落ちて収入がなくなつた、だから減免してくれと、だれもそんなことは言いませんし、また、言つたつてこれは適用されるものでもないと思ひますし、しかし、また一方、実際問題からして、納めないといふのが、なかなか苦しい。これはほくらの仲間です。この前の選挙で落ちてほくらの間に苦しんだ人があるのです。市役所に何べんも足を運んで、これは私ははつきりしませんが、少し延ばしてもらふとか何とかといふようなこと、これは大つぱらにできないと思ひます。いまのいろいろな規定からいいますと、そういうことをやつてもらつたといふ話を聞きましたが、そういうことで、やはり納税者のいろいろな事情があるものから、何かあつて、さつきも言つたやうな、何べんも何べんも行って頭を下げて、何だかんだと言わなくてもいいやうなものがあれば、非常にいいと思ひますがね。

○政府委員(松島五郎君) いま申し上げましたように徴収猶予という方法はございませうけれども、これは先ほど申し上げましたやうな特定の事例に限られておりました、先生のいまおあげになりました事例は、直ちに徴収猶予の事由に当たらないと考へられますので、そういう意味では何回延ばすといふことは非常に困難でございますが、ただ分けて納めるといふことをおやりになるなら、考えよによつては、徴収期が来るまで、月々それだけを留保していただけて納めていただくのも同じことであらうと思ひますので、お答えになるかどうかかわかりませんが、そういうやうな方法もあり得ると思ひますがね。

○鈴木壽君 特殊なやうなこの例で申し上げて

おるのですから、ちよつといふ法のたてまえからすれば、お答えにくいと思ひますが、これは市役所なら市役所に行った場合、市役所でも事情がわかつて気の毒だと思ひます。しかしどうにもならぬ。こういうことで、何度か話し合いが続けられるわけですね。こちらでは、納めないといふのじゃなくて、しかし、いますぐというやうな場合にはなかなか大金だ。あれでしよ、これは具体的に、たとえばほくらのやつ、いま年間五百万くらいの所得になつてゐるのです。それで、今度地方税だといふと、これは扶養家族とか、いろいろな問題もありますから、一がいには言えませんが、相当な額の住民税を納めなければいけないのです。おそく、まあ、そのところにもよるでしよ、が、そうすると一回に十以上納めなくちゃいかぬ、こういうのがあつたのです。そうなりますと、いま言つたやうに、何もないところに十もいふと納めるわけにはいかぬ、何とかしてくれと、これは当然出てくるし、いまお答へのように、行つても、いやどうも困ると、こういうやうなことでやるわけですがね。何か、当然納める気持ちもあるし、納めなければならぬと思つておるといふやうな、そういうやうな事情の人には、何かの納めやすいやうなことを考へてやつていんじやないだらうか。

○政府委員(松島五郎君) まことにごもつともなお尋ねてございませうが、まあ現在、住民税が前年課税の制度をとつてゐることに伴つて一つの欠陥でございませう。御指摘のやうな事例は、単に給与と申しますか、そういう形で所得を得ておられた方のみならず、前年中はかなり事業を大きくやつておられたけれども、最近になつて事業不振になつたというやうな方についても同じやうな問題が起き得るわけでございます。で、根本的には前年課税という制度を、所得税などのやうに現年課税に改めるかという問題にも関連してまいります。しかし、現在の制度のもとにおきましては、それが徴収猶予の事由に該当するなり、あるいは減免の理由に該当するなり以外には、ちよつと救済の方法

がないのではないか、かように考へております。

○委員長(仲原善一君) それではこのままで暫時休憩いたします。

午後二時十六分休憩

午後二時二十分開会

○委員長(仲原善一君) 委員会を再開します。まず、委員の異動についてお知らせいたします。

本日、辻武寿君が辞任せられ、北條篤八君が選任されました。

○委員長(仲原善一君) 他に御質疑はございませうか。別に御発言もないやうでございますので、本案についての質疑は終了したものと認めさせていただきます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御意見もないやうでございますので、討論は結局したものと認め、これより採決を行ないます。昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案全部を問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任をお願いします。

次回は公報をもつて報告いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月十六日)

一、昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県
民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法
律案

昭和四十二年四月五日印刷

昭和四十二年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局